

介護保険の制度改正と新しい総合事業について



平成29年4月から、新しい総合事業が始まります

団塊の世代が75歳以上になる平成37年にかけて、1人暮らしや認知症の高齢者、高齢者夫婦のみの世帯がこれまで以上に増えてくると考えられています。地域コミュニティの希薄化や孤立化といったことも社会問題になっています。

こうした中で、地域で暮らすための生活支援の必要性は増し、求められるサービスも多様化しています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように、介護保険や行政サービスに加え、ボランティアによる支援や地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの持つ能力を生かして「役割」や「生きがい」を持つなど、要介護状態にならないようにすることが大切です。そのための仕組みとして、介護保険制度において「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」が創設されました。

しかしながら、高齢化の進展状況や必要とされる支援には地域差があることから、新しい総合事業

業は地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げて行くことが必要とされています。

●南丹市の現状

市が平成26年に出した将来人口推計によると、総人口は減少し続け、高齢者の占める割合が少しずつ増えていく見込みです。推計では平成28年の人口は3万3045人となっていますが、平成28年4月の人口は3万2748人と、推計を上回るペースで減少しています。

南丹市の人口と高齢化(65歳以上)率 単位:人

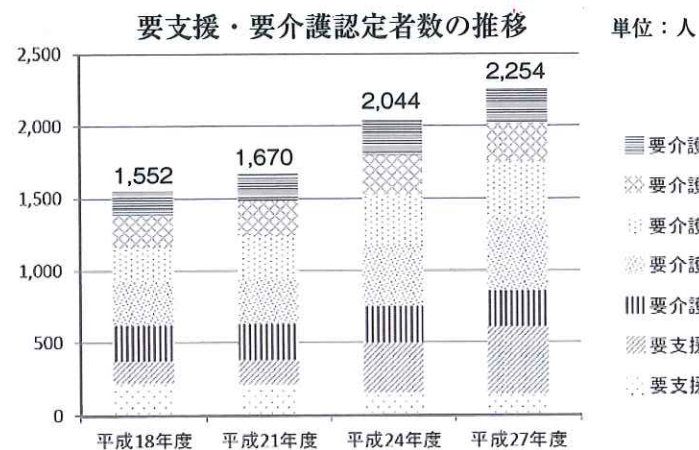
	国部	八木	日吉	美山	南丹市	
65歳以上	男	1,852	1,202	826	756	4,636
	女	2,564	1,647	1,111	1,047	6,369
	計	4,416	2,849	1,937	1,803	11,005
総人口	15,978	7,616	5,090	4,064	32,748	
高齢化率(*)	27.6%	37.4%	38.1%	44.4%	33.6%	

※算出方法: 65歳以上人口 ÷ 全年齢人口 × 100

また、世帯数はわずかに増加しているものの、1世帯当たりの人数は2.34人にまで減少しており、高齢化率(総人口に占める65歳以上の割合)は、市全体で33.6%となっています。

●南丹市の介護認定者数と介護給付費の状況

要支援・要介護の認定者数は年々増加傾向にあり、平成27年度末の認定者数は、2254人で認定率(65歳以上人口に占める要支



援・要介護認定者の割合)は20.99%となっています。現在は高齢者の5人に1人が認定を受けておられ、年々、介護サービスのニーズが高まっていることがわかります。また、介護ニーズの高まりに合わせて、介護保険の保険給付費も年々増加しており、平成18年度の合併時と平成27年度を比較すると、約1.5倍増となっています。



いつまでも元気に みんなで支え合う体制づくり

高齢になっても、元気で自分らしい生活を送ることが何よりも大切です。支援が必要な方でも、自分ができることを生かせば時には支える側になって、誰かを支援することもできます。効果的な介護予防の取り組みや、地域で支え合う体制づくりのためには、次のことがポイントになります。

Point ① 「社会参加」が介護予防になる

- ・ 高齢者が気軽に通える場所を増やす
- ・ 「参加しなくなるような場」「介護が必要になっても参加できる場」「高齢者の居場所」をつくる
- ・ 地域の実情や実態に応じて不足するサービスを、地域の支え合いや助け合いで補うことも必要になる

Point ③ 「今あること」を生かす

- ・ 地域の中にあるもの、行われていること、地域の財産を生かして、地域の支え合いを広げ、さまざまな高齢者のニーズに応えることができる地域づくりを進めていく

Point ④ 「地域の活動」を応援する仕組み

- ・ 地域での助け合い活動を創出する発案者や人材養成、組織づくりなどの活動開始に結びつける「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」との連携
- ・ 関係団体と協働し、生活支援コーディネーターと一緒に地域のニーズや既存のさまざまな話し合いの場など、これから行っていく地域での助け合い活動を企画する「協議体」への積極的な参加

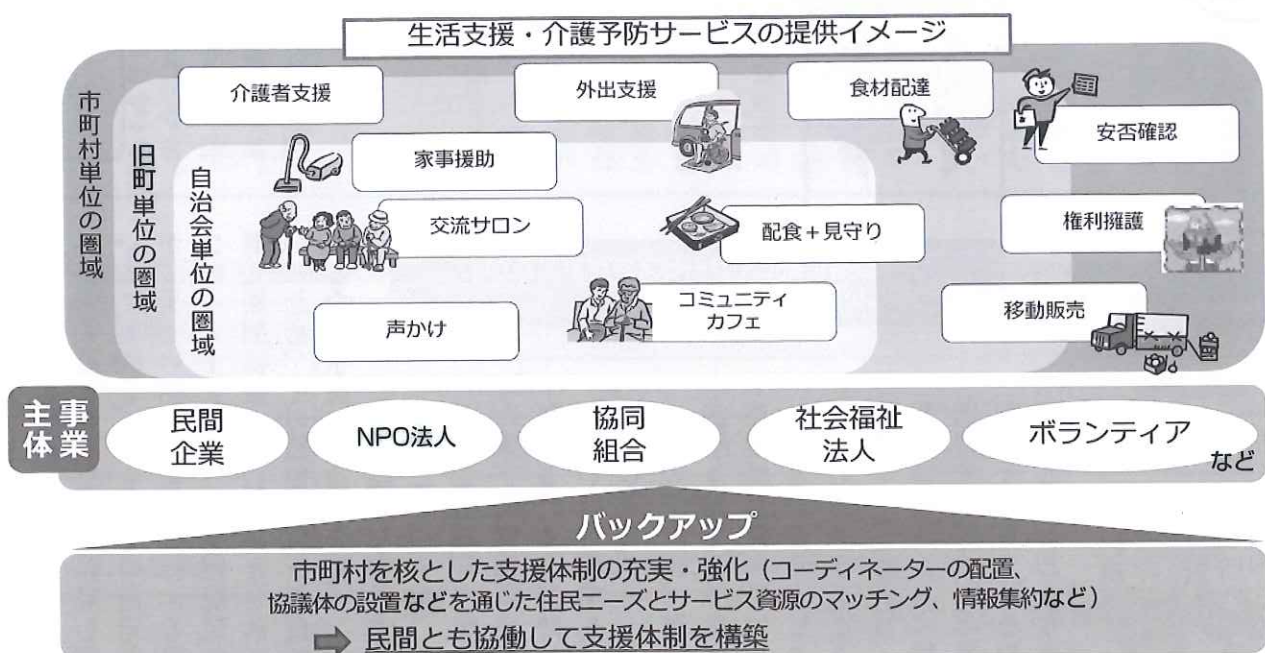
Point ② 「多様な担い手」で支える

- ・ ボランティアやNPO法人、民間企業、社会福祉法人、協同組合、各種団体などが生活支援や介護予防のサービスを提供する仕組みを構築する

市では、平成28年10月から旧町に1人ずつ、計4人の生活支援コーディネーターを配置しました。地域へ出向いて地域の声を聞かせていただき、4つのポイントを踏まえた上で、皆さんと一緒に地域づくりを進めていきます。

多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO法人、民間企業、社会福祉法人、協同組合などの多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築



厚生労働省資料を一部改編

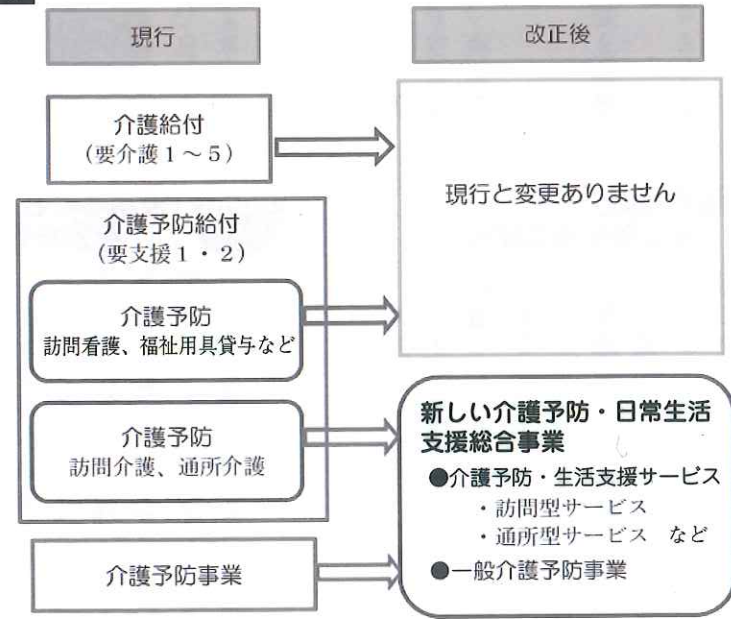
4月から始まる
「介護予防・日常生活支援
総合事業新しい総合事業」とは

これまでの事業との変更点

左図1は、介護保険制度改正に伴う新しい総合事業の構成の概要です。図の左側が現行事業の制度、右側が改正後の制度となっております。

要介護1から要介護5の方の「介護給付」は現行と同じで変更はありません。要支援1と要支援2の方の「介護予防給付」についても、「訪問看護」、「福祉用具貸与」など、大半のサービスについては変更ありません。しかし、「訪問介護」、「通所介護」のサービスは、改正後の新しい総合事業のサービスに移行されることとなります。

左図1



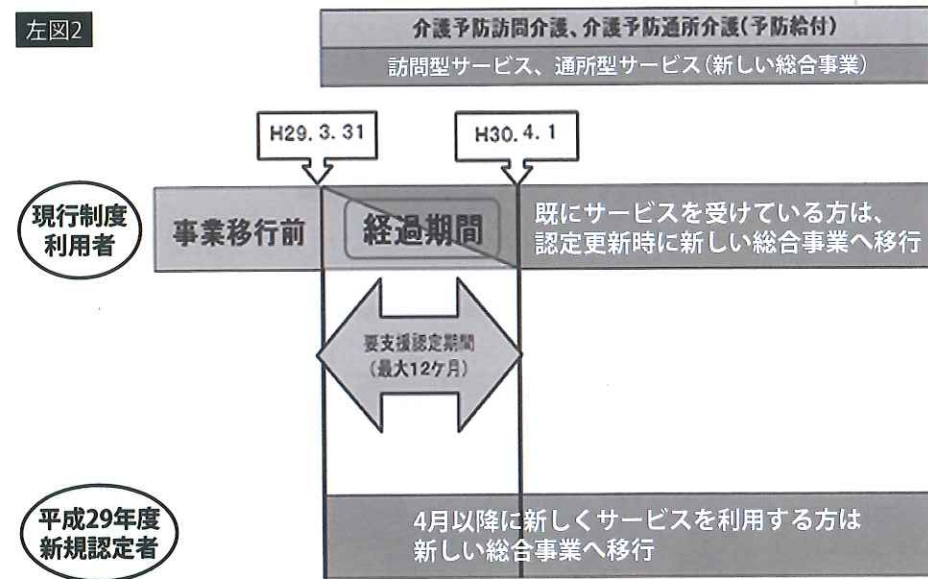
※基本チェックリスト：25項目の質問に答えるアンケート式の調査

んが、新しい総合事業では必ずしも介護認定を受けていなくても、サービスの必要性を確認する「基本チェックリスト(※)」を使い、「訪問介護」、「通所介護」を含めた、本人に適したサービスを受けていただくことが可能になります。これにより、要介護・要支援認定の審査に必要な「主治医意見書」や「介護認定審査会」などの手続きが省略され、速やかにサービスを利用できるようになります。

新しい総合事業への移行について

南丹市では、平成29年4月から新しい総合事業に移行します。現行事業の制度から新しい総合事業へのサービス移行の流れは、左図2のとおりとなります。

左図2



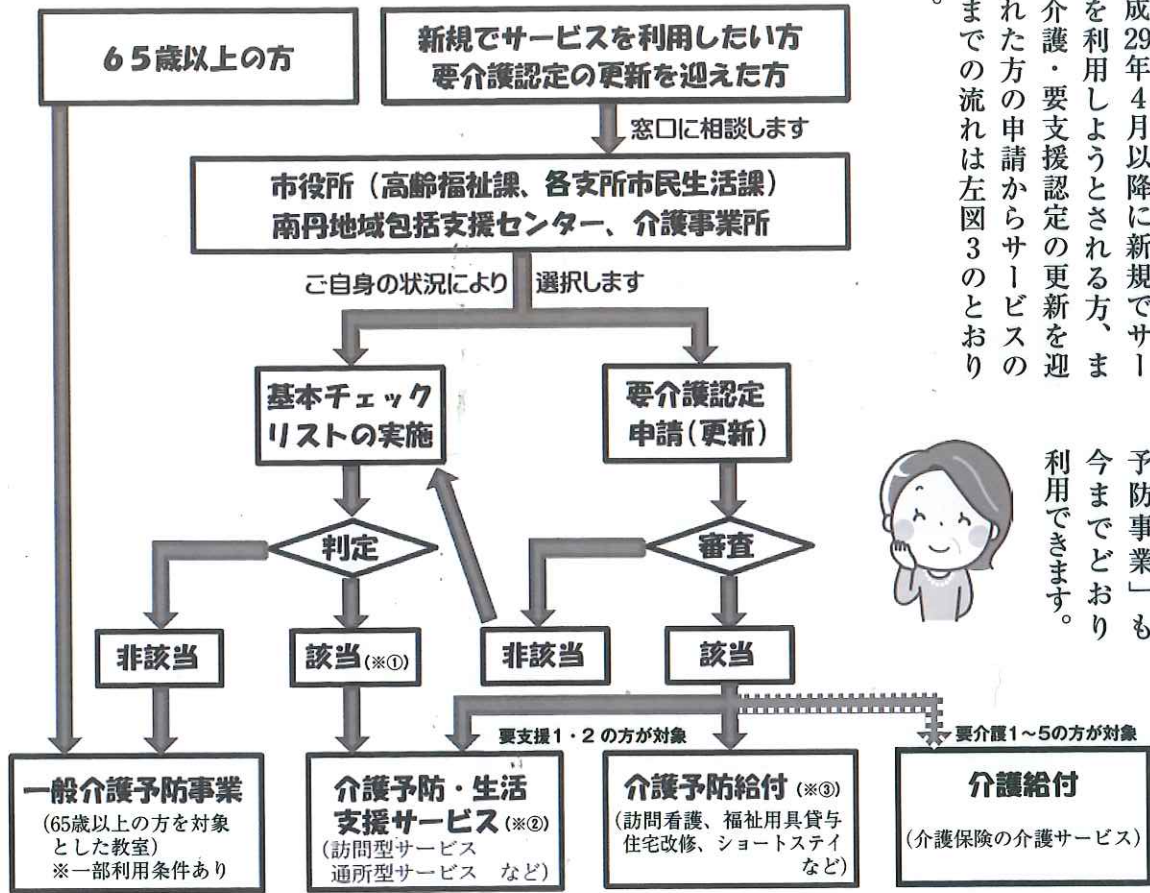
平成29年度新規認定者

図の上段は、平成29年3月31日以前から、現行制度の「訪問介護」、「通所介護」サービスを利用して要支援1、要支援2の認定者が、新しい総合事業へ移行する場合は、新しい総合事業へ移行する場合同時に新しい総合事業へ移行します。図の下段は、平成29年4月1日以降に要支援認定を受けた場合のサービス利用のイメージとなります。この場合は、利用開始時から「訪問型サービス」、「通所型サービス」を利用することとなります。



左図3

サービスを利用するまでの流れとサービスの内容



「介護予防・日常生活支援総合事業」の申請から利用まで

平成29年4月以降に新規でサービスを利用しようとする方は、また要介護・要支援認定の更新を迎えられた方の申請からサービスの利用までの流れは左図3のとおりです。



なお、要介護1から5までの方は、今までどおりのサービス利用となり、65歳以上の方を対象とした「一般介護予防事業」も今までどおり利用できます。

〈補足説明〉

※①：基本チェックリストの結果から該当と判定された方は、「事業対象者」と呼ばれ、心身の状況や現在の置かれている環境、その他の状況から、要介護(要支援)状態となることを予防するための援助を行う必要がある方の事をいいます。

※②：訪問型サービス(ホームヘルパーが訪問し、調理や掃除などを利用者と一緒にを行うサービス)や通所型サービス(通所介護事業所での機能訓練など)があります。

要介護認定の更新を迎えた要支援1、要支援2の方で、「介護予防・生活支援サービス」のみを利用される方は、要介護認定の更新手続きをしなくても基本チェックリストを実施することで、サービスの利用ができます。

※③：介護予防給付の訪問看護や福祉用具貸与、住宅改修、ショートステイなどの利用者は、今までどおり介護保険の要介護(要支援)認定を受けて、サービスを利用します。総合事業と組み合わせることもできます。

【南丹地域包括支援センターのご案内】

高齢者に関わる地域の身近な相談窓口です

事務所	所在地	電話番号
園部事務所	園部町小桜町47 (南丹市福祉事務所内)	0771-68-3150
八木事務所	八木町西田山崎17 (南丹市社会福祉協議会八木支所内)	0771-43-0551
日吉事務所	日吉町保野田垣ノ内11 (南丹市社会福祉協議会本所内)	0771-72-0214
美山事務所	美山町安掛下8 (南丹市社会福祉協議会美山支所内)	0771-75-1006

※平成28年4月から八木事務所が開設されました。

●問い合わせ先 高齢福祉課 電話 0771-68-0006